

第2号様式(1)-②

(単体発注・事後審査型)

沖縄県立武道館熱源システムコントローラー修繕業務の一般競争入札の実施について
地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札(事後審査型)を次のとおり実施
する。

平成24年11月26日

沖縄県知事 仲井眞 弘多

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 沖縄県立武道館熱源システムコントローラー修繕業務
- (2) 業務場所 沖縄県那覇市奥武山町52番地
- (3) 業務内容 電気工事業(別冊仕様書のとおり。)
- (4) 工期 契約締結日の翌日から平成25年3月29日まで
- (5) 本業務は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。
- (6) 落札候補者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数は3回(1度目の入札を含む。)までとする。再度入札を行っても落札者候補者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により、随意契約できるものとする。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 地方自治法施行令(以下「自治令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 建設業法に定める建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿(以下「平成23・24年度建設工事入札参加資格者名簿」という。)に電気工事業A・Bと登録されている者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

(5) 平成14年4月1日から競争参加資格確認申請書の提出期限日までに、電気工事業を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は代表者の場合のものに限る。経常JVの施工実績も対象とするが、経常JVの代表者の場合のものに限る。但し、平成16年4月1日以降に完成した沖縄県土木建築部の発注工事に係る工事においては工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。

(6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該業務に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点で当該業務に配置できること。

ア 主任技術者にあたっては下記の資格を有する者であること。

(ア) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者

(イ) 技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は建設部門に合格した者

イ 配置予定の主任(監理)技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請日以前に3か月以上の雇用)があること。

(7) 入札参加資格確認申請期限日から当該工事の落札決定日までの間において、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札契約心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(10) 沖縄県南部土木事務所管内に建設業法に基づく本店が存在すること。

3 入札場所及び日時

日 時：平成24年12月14日（金）10時30分

場 所：県庁12階第1会議室

※一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）の写しを持参すること。

開札日時：平成24年12月14日（金）11時00分

4 資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本競争に参加することができない。

(1) 資格確認申請書（第3号様式）の提出期間等

ア 提出期間：平成24年11月26日（月）から平成24年12月7日（金）まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課

電話番号 098-866-2708

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

エ 提出部数：2部（※資格確認資料については開札後、落札候補者のみ提出）

5 資格確認資料の提出と競争参加資格の確認

(1) 落札候補者の資格確認

本競争は、開札後、落札決定を保留し、予定価格の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）から順に競争参加資格の審査を行うため、応募時に提出した資格確認申請書の記載内容を確認できる「資格確認資料」を、持参により提出しなければならない。期限までに資格確認資料を提出しない者は、競争参加資格がないものとする。

なお、落札候補者は、上位のものから順に3者（上位のものと同額のものが複数い

る場合はこの限りでない。)を決定し、資格確認資料を求めるが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のもの競争参加資格の審査は行わないものとする。

※「資格確認資料」とは、以下の様式等をいう。

- ①様式1：配置予定技術者の資格等
- ②様式2：(同一工種・同種工事)の施工実績
- ③その他：公告に添付した資格確認申請書(第3号様式)の資格確認の各項目に記載した必要書類

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後。

イ 資格確認資料の提出期限：平成24年12月19日(水)までとする。

なお、期限内に限り、一度提出した資格確認資料の修正及び再提出を認めるが、提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

ウ 資格確認資料の提出先：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県文化観光スポーツ部

電話番号 098-866-2708

エ 提出部数：2部(ファイルに綴じ、背表紙に業務名、会社名を記載すること。)

(2) 競争参加資格の確認結果通知

平成24年12月21日(金)(予定)までに書面にて通知する。

なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。

ただし、落札候補者の競争参加資格がないと認められた場合は、次順位の者を落札候補者として資格の確認を行うので、落札者決定を再度保留し、「保留通知」を行うものとする。

(3) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

ア 提出期限：競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)とする。

イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ企画班

ウ 提出方法：書面(様式自由)を持参することにより提出すること。郵送又は電送(メールやファクシミリ)によるものは受け付けない。

契約担当者は、説明を求められたときは、苦情を申立てることができる最終日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。

6 関係書類交付期間、交付方法等

- (1) 交付期間 平成24年11月26日（月）から12月14日（金）
- (2) 交付方法 沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課ホームページからダウンロードして下さい。

【URL】 <http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/sports/index.html>

- (3) 問い合わせ先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県文化観光スポーツ部 スポーツ振興課 スポーツ企画班
電話番号 098-866-2708

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

様式4「入札保証金説明書」による。

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

①保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約（契約額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

②過去2箇年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを国又は地方公共団体が証した書面を提出する場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる時に限る。）

8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

9 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を施工する場所をこの公告の記載に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の資格確認申請書（第3号様式）の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

10 修繕費内訳書の提出

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した修繕費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 修繕費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。
- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された修繕費内訳書について説明を求めることがある。

11 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

12 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

13 火災保険の要否 要

14 その他

- (1) 資格確認申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 契約担当者は、提出された資格確認申請書及び資格確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された資格確認申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (4) 提出期限以降における資格確認申請書又は資格確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 資格確認申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (6) 入札参加者は、沖縄県土木建築部競争契約入札心得、建設工事請負契約約款及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 工期は、事情により変更することがある。
- (8) 最低制限価格を設定する。

16 本案件に関する質問・回答

(1)入札及び契約関係

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課 スポーツ企画班 嘉数

連絡先 098-866-2708

ア 提出期間：平成24年11月26日（月）から平成24年11月30日（金）まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後4時まで。

イ 提出場所：上記(1)に同じ

ウ 提出方法：下記メールアドレスまで

aa082200@pref.okinawa.lg.jp

エ 回答方法：質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

期 間：回答日から平成24年12月14日（金）までの土曜日、日
曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

閲覧場所：上記(1)において閲覧に供するほか、スポーツ振興課ホ
ームページに掲載する。【URL】<http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/sports/index.html>